

第6次総量規制設定方法の報告案について 環境省



中央環境審議会水環境部会の総量規制専門委員会が第6次総量規制でのCOD、窒素・りん含有量に関する「総量規制基準」設定方法を示した報告案への意見募集結果が、平成18年6月20日にまとまり公表されました。

報告案は17年5月に21年度を目標年度とする第6次総量規制の方向性を示す答申が行われたことを踏まえ、検討されたもので、以下の様に示されています。

- 1) 同じ考え方で総量規制基準の設定を定めていた東京湾・伊勢湾・瀬戸内海について、今回から「東京湾・伊勢湾・大阪湾」と「瀬戸内海(大阪湾を除く)」にわけて基準設定方法を定めること
- 2) 第5次総量規制の総量規制基準算式を第6次でも継続すること
- 3) 232あった業種区分を215に見直したこと
- 4) 多くの業種で各対象項目の基準濃度(C値)範囲が見直されたこと
- 5) 都道府県知事が総量規制基準を定める際に、事業場の排出実態、これまでの汚染負荷削減状況に配慮すること

意見募集期間(18年4月28日～5月29日)に12件の意見が寄せられました。各意見に環境省の見解が示されています。

「今後5年間でどの程度改善されるか試算数値などを明記すべきではないか」という意見に対し、「第6次水質総量規制の目標年度である21年度時点の削減目標については、各種施策を勘案して、環境大臣が定める総量削減基本方針で示される」と示されており、「今後の処理技術の要望水準など、もっと踏み込んだ具体的な内容を記載し、関係省庁の協力を受けやすくする努力が必要ではないか」「水質汚濁のメカニズムの解明などに取組むことを明記すべきではないか」という意見に対し、「各種の汚濁負荷削減対策の推進、水質汚濁メカニズムの解明などが重要である」としています。

当社では、COD、窒素・りん含有量の総量規制に伴う項目も多検体・短納期で分析致します。お気軽にお問合せください。

資料 2006年6月20日付 EICネット

2006年6月20日付 環境省 報道発表資料

水質分析箇所 長谷川知草